

事業優先順位	2 細事業:受益者負担金等徴収事業					整理番号	02				
目的	公共下水道整備における受益者に対して建設費の一部負担を求めることにより、公共下水道事業に要する財源を確保する。										
目標	平成24年度賦課並びに過年度賦課に係る受益者負担金、分担金を徴収する。										
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和63年度	根拠法令	都市計画法第75条						
事業費・財源	事業費 (決算額) (千円)	財源内訳	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト (千円)	平成24年度	比較			
			2,580				9,325				
			一般財源	1,935				事業費	2,580		
			国府支出金	0				内訳	人件費	6,745	
			地方債	0				公債費	0		
			督促手数料	7				一人あたり (円)	83		
			受益者負担金延滞金	638				世帯あたり (円)	198		
				0				参考	職員数 (人)	0.85	
				再任用職員数 (人)	0.00						
今後の方向性	平成28年度市街化調整区域の整備着手に向けた受益者負担金の設定方針の決定										
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	公共下水道及び市設置浄化槽整備区域内の土地所有者等						
	A	A	A								

※ 新規賦課区域

平成24年度は新たに、小塩町、加賀田、小山田町、三日市町、東片添町、木戸一丁目、上田町、高向、中片添町、市町、上原西町及び楠ヶ丘の各一部に、賦課を行った。

賦課面積 6.1ヘクタール
 受益者件数 334件

※ 収納状況

区分	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
現年徴収分	30,654,630	29,732,530	97.0
滞納繰越分	9,097,050	2,971,314	32.7
合計	39,751,680	32,703,844	82.3

細事業：受益者負担金等徴収事業

1. 受益者負担金等徴収事業

公共下水道整備における受益者に対して建設費の一部負担を求め、事業に要する財源を確保するため、平成24年度賦課並びに過年度賦課に係る受益者負担金の徴収に要した費用である。

(1) 賃金

○ アルバイト賃金 755,340円

(2) 報償費

受益者負担金を初年度第1期の納期に一括納付した受益者に対して、所定の計算方法に基づいた額を報奨金として交付する。

○ 下水道事業受益者負担金前納報奨金 675,670円

(3) 需用費

① 消耗品費 550円

② 印刷製本費 473,975円

(4) 役務費

○ 郵便 166,955円

(5) 委託料

○ 公金収納事務委託料 3,512円

(6) 使用料及び賃貸借

○ 電算システム賃借料 504,000円